文教委員会資料

令和６年２月２６日

子ども未来部児童相談所開設準備課

**第３３号議案**

**児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約について**

**１　提案理由**

令和６年４月から児童相談所を設置する特別区では、地方自治法第２５２条の７の規定に基づく「機関等の共同設置」により、児童養護施設等への措置費支払い事務を一元的に行うための内部組織（課）を共同設置することとしており、区においても、令和６年１０月の児童相談所開設にあたり、当該組織へ加入する。

加入に伴う規約の制定について、港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区および江戸川区と協議するため、地方自治法第２５２条の７第３項により準用する同法第２５２条の２の２第３項本文の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

**２　組織概要**

（１）組織名称

措置費共同経理課

（２）執務場所

千代田区飯田橋三丁目５番１号東京区政会館内

（３）事務の範囲

児童福祉法第５０条第７号および第７号の３に規定する費用の支弁に関する事務等で関係区の長の協議により定めたもの

（４）組織構成

児童相談所を設置する特別区で構成し、処理する事務の幹事となる区（以下、「幹事区」という。）を定める。

幹事区は児童相談所設置順に３年ごとの輪番制（令和６～８年度は江戸川区）。

（５）職員体制

幹事区から３名、その他の構成区から１名ずつ職員を配置

（６）費用負担

①措置費相当分：各構成区の実績に応じて負担

②その他の経費（人件費、執務室賃料、消耗品費等）：構成区による均等割で負担

**３　施行期日**

令和６年１０月１日

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約（案）

　（共同設置する特別区）

第１条　港区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区（以下「関係区」という。）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の７第１項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。

　（名称）

第２条　関係区が共同設置する内部組織の名称は、措置費共同経理課とする。

　（執務場所）

第３条　措置費共同経理課の執務場所は、東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号東京区政会館内とする。

　（幹事となる特別区）

第４条　措置費共同経理課で処理する事務の幹事となる特別区（以下「幹事区」という。）は、関係区の長の協議により定める。

　（処理する事務）

第５条　措置費共同経理課で処理する事務は、次に掲げるものとする。

（１）　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５０条第７号及び第７号の３に規定する費用の支弁に関する事務で関係区の長の協議により定めたもの

（２）　前号に掲げる事務に付随する事務で関係区の長の協議により定めたもの

（３）　前２号に掲げるもののほか、関係区の権限に属する事務で関係区の長の協議により定めたもの

　（職員の選任方法）

第６条　措置費共同経理課の職員は、関係区の長の協議により定める職員の候補者のうちから、幹事区の長がこれを選任する。ただし、幹事区の長が幹事区の職員から候補者を定めるときは、当該候補者のうちから、幹事区の長がこれを選任することができる。

２　幹事区の長は、前項の規定により選任された職員の氏名及び職歴を、幹事区以外の関係区（以下「他区」という。）の長に通知しなければならない。

３　幹事区の長は、措置費共同経理課の職員に欠員が生じたときは、速やかにその旨を他区の長に通知するとともに、第１項の例により措置費共同経理課の職員を選任するものとする。

　（職員の身分取扱い）

第７条　措置費共同経理課の職員は、幹事区の職員の身分を有するものとして取り扱う。

　（負担金）

第８条　措置費共同経理課に関する関係区の負担金の額、精算の時期及び精算の方法（以下「負担金の額等」という。）は、関係区の長の協議により定める。

　（予算）

第９条　第５条各号に掲げる事務に係る国庫負担金等の歳入予算及び前条に規定する負担金の歳出予算は、関係区のそれぞれの予算に計上する。

２　措置費共同経理課に関する歳入予算及び歳出予算（前条に規定する負担金の歳出予算を除く。）は、幹事区の予算に計上する。

　（決算）

第１０条　措置費共同経理課に係る決算の対応については、関係区の長の協議により定める。

　（監査）

第１１条　措置費共同経理課に係る監査の対応については、関係区の長の協議により定める。

　（条例等の調整）

第１２条　関係区の長は、措置費共同経理課で処理する事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程について、相互に調整するよう努めなければならない。

　（協定の締結）

第１３条　関係区の長は、第４条に規定する幹事区、第５条に規定する処理する事務、第８条に規定する関係区の負担金の額等、第１０条に規定する決算及び第１１条に規定する監査について、別に協定を締結するものとする。

２　関係区の長は、前項の協定を締結したときは、その協定の内容を公表するものとする。

　（補則）

第１４条　この規約に定めるもののほか、措置費共同経理課に係る事務に関し必要な事項は、関係区の長の協議により定める。

　　　附　則

　この規約は、令和６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、令和６年１０月１日から施行する。